

居宅介護支援サービスにかかる重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 事業者名 えひめ中央農業協同組合
(2) 所在地 愛媛県松山市千舟町8丁目128-1
(3) 電話番号 TEL 089-943-2121
FAX 089-943-2127
(4) 代表理事理事長 武市 佳久
(5) 開設年月日 平成11年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護支援事業所（平成12年5月24日指定）
介護保険事業所番号 3870103888号
(2) 事業所の目的 介護保険に関する法令の趣旨にしたがい、公正中立な立場から、利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、利用者の選択に基づき居宅サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう援助を行います。
(3) 事業所の名称 JAえひめ中央居宅介護支援事業所
(4) 事業所の所在地 愛媛県松山市千舟町8丁目128-1
(5) 電話番号 TEL 089-943-2466
FAX 089-943-3750
(6) 事業管理者名 松本 貴美子
(7) 運営方針 運営規程に則り実施します。
(8) 開設年月日 平成13年2月1日
(9) 通常実施区域 松山市(旧中島町を除く)・伊予市・東温市・伊予郡松前町
伊予郡砥部町・喜多郡内子町(旧小田町)
(10) 営業日・営業時間
営業日 月曜日から金曜日です。但し、国民の祝日、
年末年始(12/31~1/3)を除きます。
営業時間 8:30~17:30 但し、利用者からの連絡等については常時
(サービス提供時間) 対応できる体制とします。

3. ご利用事業所の職員体制（主な職員の配置状況）

事業者は、職員の職種、員数及び職務内容については以下の通りとします。

職 種 名	人 員	職 務 内 容
管理責任者	1 名	事業所を統括管理する。
管理者	1 名	職員の管理及び事業利用の申込にかかる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。 職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
介護支援専門員	1 名以上	居宅サービス計画の策定 市町村、他の居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等の連絡調整並びに事務処理に当たる。

4. サービス利用料金等

（1）利用料金等

- ① 要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。
- ② ただし、保険料の滞納等により、介護保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき法令に定められた金額（10割負担）をいただきます。
その場合は、当事業所が発行する証明書をもって、市町村の窓口に出しいただきますと、全額払戻を受けることができます。

5. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

6. 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

7. 損害賠償責任がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないものとします。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 2 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合
- 3 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が生じた場合

8. 守秘義務等

事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 前項にかかわらず、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。
- 3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する事業者等への関係記録の複写（引き継ぎ）を行うこととします。

9. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

10. 苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

JA えひめ中央居宅介護支援 事業所 相談窓口	089-943-2466 管理者 松本 貴美子	受付時間 【平日】8:30～17:30 (土日祝日、年末年始休み)
松山市 指導監査課 介護事業者指定・指導担当	089-948-6968	受付時間 【平日】 8:30～17:15 (土日祝日、年末年始休み)
伊予市 長寿介護課	089-982-1111	
東温市 長寿介護課	089-964-4408	
松前町 保険課 介護保険係	089-985-4115	
砥部町 介護福祉課 介護保険係	089-962-7255	
内子町 保険福祉課 介護保険係	0893-44-6154	
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・事業課介護保険係	089-968-8700	受付時間 【平日】 8:30～12:00 13:00～16:30 (土日祝日、年末年始休み)
愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会)	089-998-3477	